

奥会津地域共創フェロー設置要領

(目的)

第1条 この要領は、過疎地域等が人材等の資源制約を始めとした条件不利性を克服し、持続的に発展するため、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく専門人材として、都道府県過疎地域等政策支援員設置推進要綱（令和3年4月1日付け総行過第29号）及び福島県過疎地域等政策支援員設置要綱（令和5年4月3日制定、以下「要綱」という。）に基づき福島県（以下「県」という。）が設置する福島県過疎地域等政策支援員のうち、奥会津における地域づくりの担い手育成・確保の取組を通じて住民自らが地域づくりに意欲的にチャレンジする環境づくりを支援する「奥会津地域共創フェロー」に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(業務内容)

第2条 要綱第3条に定める奥会津地域共創フェローの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域づくり人材の育成の取組の支援
- (2) 地域づくり人材の確保の取組の支援
- (3) 地域づくり人材の育成・確保に向けた奥会津の将来像の検討の支援
- (4) その他、地域づくり人材の育成・確保に向けて必要な支援

(対象地域)

第3条 奥会津地域共創フェローの活動地域は、要綱第3条に定める対象地域のうち奥会津の町村（柳津町、三島町、金山町、昭和村、只見町、南会津町及び檜枝岐村）を原則とするが、業務をより効率的に遂行できる場合は、この限りではない。

(委嘱)

第4条 奥会津地域共創フェローは、県が業務委託を行う奥会津地域共創フェロー設置業務（以下「業務」という。）の受託者の組織に属し、次の各号の要件を全て満たす者として指名する者の中から知事が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）第2条第2号及び第3号に該当しない者
- (3) 業務を遂行するに当たり、地域づくり人材の育成・確保に係るノウハウ及び支援実績を有するとともに、奥会津の実情を理解している者
- (4) 地域の活性化に意欲があり、地域の特性を尊重して関係者と積極的にコミュニケーションをとることができる者

2 奥会津地域共創フェローの委嘱に伴う県との雇用関係は、存在しないものとする。

(委嘱期間)

第5条 要綱第5条に定める奥会津地域共創フェローの委嘱期間は、業務に係る委託契約書に定める履行期限とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第6条 要綱第7条に定める奥会津地域共創フェローの報酬は、業務の受託者から報酬を支払うものとする。

2 要綱第7条に定める奥会津地域共創フェローの活動に必要な経費は、業務の受託者から支給するものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月19日から施行する。